

みずほ証券 取引約款・規定集(法人のお客さま用) 新旧対照表

(変更箇所は下線の部分です)

証券取引約款	
新	旧
第17条(取引のご報告) 当社はお客さまからご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定に基づく契約締結時等交付書面を遅滞なくお客さまに交付いたします(「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。))等に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。次条に定める取引残高報告書についても同様です。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。	第17条(取引のご報告) 当社はお客さまからご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定に基づく契約締結時交付書面を遅滞なくお客さまに交付いたします(「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下この約款において「内閣府令」といいます。))等に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。次条に定める取引残高報告書についても同様です。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。
第111条(この章の趣旨) (現行通り) 2. お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下この章において「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引及びこれを媒介する取引(以下この章において「外国取引」といいます。)、外国証券の国内における店頭取引(以下この章において「国内店頭取引」といいます。))並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取り扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下この章において「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。))の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。	第111条(この章の趣旨) (省略) 2. お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下この章において「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含みます。以下同じ。))に取り次ぐ取引及びこれを媒介する取引(以下この章において「外国取引」といいます。)、外国証券の国内における店頭取引(以下この章において「国内店頭取引」といいます。))並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取り扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下この章において「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。))の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。
第119条(配当等の処理) 1.～7.(現行通り) <u>8. 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなおお客さまが受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u>	第119条(配当等の処理) 1.～7.(省略) (新設)
第120条(新株予約権等その他の権利の処理) (現行通り) ①～④(現行通り) ⑤第1号イ、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第	第120条(新株予約権等その他の権利の処理) (省略) ①～④(省略) ⑤第1号イ、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第

証券取引約款	
新	旧
5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u> ⑥(現行通り)	5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。 ⑥(省略)
第126条(注文の執行及び処理) (現行通り) ①～④(現行通り) ⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまあてに契約締結時等交付書面を交付します(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。	第126条(注文の執行及び処理) (省略) ①～④(省略) ⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さまあてに契約締結時等交付書面を交付します(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。
付則 (2026年1月1日) <u>1. この改正は、2030年10月1日から施行します。ただし、第17条、第111条及び第126条の改正は、2026年1月1日から施行します。</u> <u>2. 改正後の第119条第8項(第120条第5号において準用する場合を含みます。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあつては、同条第1号イ、第2号及び第3号により売却処分した代金)についても適用します。</u>	付則 この改正は、<u>2025 年2月17日</u>から施行します。

通信取引規定	
新	旧
第1条(規定の趣旨) この規定は、みずほ証券株式会社(以下「当社」といいます。)のオンラインサービス(「みずほ証券ネット倶楽部」、「みずほ証券株アプリ」、これらに付随するサービスその他の当社が定めるサービスをいいます。)(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取り決めです。 2. (現行通り)	第1条(規定の趣旨) この規定は、みずほ証券株式会社(以下「当社」といいます。)のオンラインサービス(「みずほ証券ネット倶楽部」、「みずほ証券株アプリ」その他の当社が定めるサービスをいいます。)(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取り決めです。 2. (省略)
第4条(サービスの内容) 1. ～3. (現行通り) <u>4. 当社は事前の通知なく本サービスの内容及びお客さまが利用可能なサービスを変更することがあります。</u>	第4条(サービスの内容) 1. ～3. (省略) (新設)
第5条(本サービスの利用条件) (現行通り) ①～②(現行通り) ③ダイレクトコースを選択されたときは、報告書等の電子交付サービスを<u>利用</u>されている場合	第5条(本サービスの利用条件) (省略) ①～②(省略) ③ダイレクトコースを選択されたときは、報告書等の電子交付サービスを<u>承諾</u>されている場合

通信取引規定	
新	旧
④～⑥(現行通り) 2. ～4. (現行通り)	④～⑥(省略) 2. ～4. (省略)
第9条(取引の種類) お客さまが本サービスを利用して取引注文を行うことができる取引の種類及び商品等は、当社が定める範囲内とします。 <u>2. 当社は事前の通知なくお客さまが本サービスを利用して取引注文を行うことができる取引の種類及び商品等を変更することがあります。</u>	第9条(取引の種類) お客さまが本サービスを利用して取引注文を行える取引の種類及び商品等は、当社が定める範囲内とします。 (新設)
第10条(取扱銘柄) 当社が本サービスにて取引注文を受け付ける銘柄は、当社が定める銘柄とします。 <u>2. 当社は事前の通知なく本サービスにて取引注文を受け付ける銘柄を変更する場合があります。</u> <u>3. 金融商品取引所等が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄については、当社は事前の通知なく取り扱いを制限する場合があります。</u>	第10条(取扱銘柄) 当社が本サービスにて取引注文を受け付ける銘柄は、当社が定める銘柄とします。 <u>ただし、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄は、取り扱いを制限する場合があります。</u> (新設) (新設)
第13条(サービスの利用期間) (現行通り) <u>2. 当社は、システムの保守・点検、緊急事態への対応、お客さまの保護その他の合理的理由に基づき、事前の通知なく、本サービスの全部又は一部を停止することがあります。</u>	第13条(サービスの利用期間) (省略) (新設)
第14条(注文等の受付) (現行通り) <u>2. 本サービスの利用(前項に基づく取引注文の発注を含みますがこれに限りません。以下本項において同じ。)に際し、お客さま自身(法人のお客さまにあっては利用ユーザーを含みます。)で入力したか否かにかかわらず、入力された取引パスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認して行った本サービスの利用の効果は、お客さまに帰属します。ただし、当社に責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。</u>	第14条(注文の受付) (省略) (新設)
第16条(執行) 当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文は、第14条第1項に定める注文の受付後速やかに、第12条に定めた期限までに執行します。 2. (現行通り) ①～⑤(現行通り) ⑥その他当社が法令遵守、お客さまの保護、取引の健全	第16条(執行) 当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文は、第14条に定める注文の受付後速やかに、第12条に定めた期限までに執行します。 2. (省略) ①～⑤(省略) ⑥その他当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断

通信取引規定	
新	旧
性等に照らし、不適当と判断する場合	する場合
第17条(注文の照会及び約定連絡) (現行通り) 2. 約定が成立したときは、金融商品取引法第 37 条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時等交付書面を交付します(「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。	第17条(注文の照会及び約定連絡) (省略) 2. 約定が成立したときは、金融商品取引法第 37 条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時等交付書面を交付します(「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による提供を含みます。)。ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。
第23条(サービス利用の禁止事項及び利用停止) (現行通り) 2. お客様(法人のお客様にあつては利用ユーザーを含みます。)が前項に違反したと当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社は <u>事前の通知なく</u> お客様による本サービスの利用を中止します。また、当社は、お客様が本サービスを利用することが不適当と判断した場合又はお客様の保護、取引の健全性確保、法令の遵守その他の合理的な理由があると判断した場合には、 <u>事前の通知なく</u> お客様による本サービスの利用を停止することがあります。なお、本サービスの利用中止又は利用停止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客様の負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客様に対し損害賠償その他の責を負わないものとします。	第23条(サービス利用の禁止事項及び利用停止) (省略) 2. お客様(法人のお客様にあつては利用ユーザーを含みます。)が前項に違反したと当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社はお客様による本サービスの利用を中止します。また、当社は、お客様が本サービスを利用することが不適当と判断した場合には、お客様による本サービスの利用を停止することがあります。なお、本サービスの中止又は利用停止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客様の負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客様に対し損害賠償その他の責を負わないものとします。
第 27条(サービスの終了) (現行通り) ①～③(現行通り) ④やむを得ない事由により、当社が本サービスの提供を中止することと決定し、その旨をお客様に通知し、又は <u>当社のウェブサイト等に掲載した場合</u> ⑤～⑦(現行通り)	第27条(サービスの終了) (省略) ①～③(省略) ④やむを得ない事由により、当社が本サービスの提供を中止することと決定し、その旨をお客様に通知した場合 ⑤～⑦(省略)
第28条(免責事項) 当社は以下の場合、お客様に生じた損害についてはその責を負わないものとします。 <u>ただし、当社に責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。</u> ①～⑥(現行通り) ⑦ <u>第4条第4項、第9条第2項、第10条第2項、第3項、第13条第2項、第16条第2項、第21条、第23条、第27条に該当する場合</u> ⑧～⑪(現行通り)	第28条(免責事項) 当社は以下の場合、お客様に生じた損害についてはその責を負わないものとします。 ①～⑥(省略) ⑦第16条第2項、第21条、第23条、第27条に該当する場合 ⑧～⑪(省略)
付則 この改正は、2026 年1月1日 から施行します。	付則 この改正は、2025年2月17日 から施行します。

以 上